

津市学校給食会計管理システム構築等業務

プロポーザル実施要領

令和7年12月

津市

1 業務概要

(1) 件名

津市学校給食会計管理システム構築等業務（以下、「本業務等」という。）

(2) 本業務等の目的

本市においては、令和8年9月1日から学校給食会計を私会計から公会計に移行する予定である。公会計化に当たっては、現在、学校で行っている学校給食費の徴収管理業務を集約する必要がある、業務に必要な全児童・生徒・園児・教職員の名簿、喫食状況、学校給食費の納付状況等の情報を総合的に一元管理する必要がある。

本市においては、全児童・生徒・園児・教職員で約21,000食（人）の情報を一元管理する必要があることから、業務システムの導入が必要不可欠となる。

しかしながら、学校給食費の公会計化に伴う業務は、単に給食費を徴収・管理する機能を備えるだけではなく、本市の制度設計や業務運用、庁内外の既存システムとの連携、将来的な制度変更や業務拡張への柔軟な対応等を十分に考慮したものでなければならない。

当該業務システムの構築にあたっては、給食費の徴収管理等に関するノウハウや知識が必要となるほか、運用面において、簡便な操作性や動作の安定性、システム障害発生時における保守・復旧体制の充実度、個人情報が含まれるデータの適正な管理体制、次期システムの更新も見据えたライフサイクルコストの抑制といった観点が重要な判断材料となる。

以上のことから、本業務等は価格のみによる競争ではこれらの目的や方針を達成できず、個々の事業者の有する技術力、実績、専門性等、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があるため、事業者から広く提案を募ることができる公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）を採用しようとするものである。

これらの提案内容を総合的に評価し、本市の業務に最も適した事業者を選定することにより、公会計移行後の学校給食費の徴収管理等、公会計に係る様々な業務を円滑に遂行できる体制を構築することを、本業務等の目的とする。

(3) 本業務等の内容

システムの構築を行うほか、正常かつ安定した稼働を確保するために以下の業務等を行う。詳細については仕様書において定めるものとする。

ア 津市学校給食会計管理システム構築業務

システム構築、設定、データセットアップ等に伴う業務

イ 津市学校給食会計管理システムの利用

システム及びL G W A N - A S P 利用に係るサービスの提供

システム保守及び運用サポート

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

ア 津市学校給食会計管理システム構築業務

契約締結日から令和8年8月31日まで

イ 津市学校給食会計管理システムの利用

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(6) 履行要件

「津市学校給食会計管理システム構築業務」及び「津市学校給食会計管理システムの利用」の調達を個別に発注する。なお、契約締結日は令和8年4月1日以降とする。

(7) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（単位：千円）

年度	津市学校給食会計管理 システム構築業務	津市学校給食会計管 理システムの利用	年度額計
令和8年度	19,353	4,218	23,571
令和9年度	—	7,230	7,230
令和10年度	—	7,230	7,230
令和11年度	—	7,230	7,230
令和12年度	—	7,230	7,230
令和13年度	—	3,012	3,012
合計	19,353	36,150	55,503

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、津市学校給食会計管理システムの利用に係る金額については、予算の予定額であり、確定したものではない。

また、後述する見積書を提出する際は、年度別業務等名称別の提案上限額を超えてはならない。年度別業務等名称別の提案上限額を超えた提案は失格とする。

なお、上記(3)及び(5)に係る全ての経費を含むものとする。

2 参加資格

本プロポーザルの企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（本社で参加する場合は本社所在地の証明書を、委任先となる営業所等で参加する場合は、当該営業所等所在地の証明書及び本社所在地の証明書を提出するものとする。）

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和7年12月24日（水）から
実施要領等の配布	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
参加表明書提出期限	令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の受付	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の回答期限	令和8年1月20日（火）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時15分まで
審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年2月6日（金） 午後3時から午後5時まで
審査結果通知	令和8年2月9日（月）以降速やかに

4 本プロポーザルに係る各種書面の提出について

(1) 質問書

津市学校給食会計管理システム構築等業務に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月16日（金）まで（午後3時必着）

イ 提出方法

「質問書」(様式1)に内容を簡潔にまとめて記載し、件名を「津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル質問書の提出について」とし、電子メールにより提出すること。

(提出先メールアドレス: 229-3292@city.tsu.lg.jp)

※フリガナ: 229-3292@シーアイティーワイ、ティーエスユー、エルジー、ジェーピー

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話、口頭による質問には対応しない。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月20日(火)までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

(2) 参加表明書等

応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」(様式2)等を事務担当に提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)(押印のこと)

(イ) 事業者概要等整理表(様式3)

※ 参加表明書と割印にすること。

(ウ) 宣誓書(様式4)(押印のこと)

※ 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、「2 参加資格」の(1)に記載の書類を併せて提出すること。

イ 提出期限

令和8年1月16日(金)午後3時まで

ウ 提出方法

事務担当へ持参または郵送により提出すること。(期限内必着)

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

エ 資格審査

参加申込みをした者の参加資格について実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に、参加資格を有すると認められた者及び参加資格を有すると認められなかった者に対して通知する。

オ 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、令和8年1月30日(金)午後5時15分までに「参加辞退届」(様式5)(押印のこと)を事務担当まで持参または郵送によ

り提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

(3) 企画提案書等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（以下「提案書」という。）

提出部数：原本1部（様式6）（押印のこと）を鑑にしたもの、写し9部、合計10部

次項「機能要件確認表」を添付書類として併せて提出すること。

なお、同企画提案書のデータ（PDF形式）も併せて提出すること。

(イ) 機能要件確認表

提出部数：1部

「5 提案書等作成方法」の(2)のとおり記載したものを提出すること。

なお、併せてデータでの提出も行うこと。

(ウ) 見積書（様式7）

提出部数：代表者印押印の「見積書」1部（封入封緘押印のこと）

提案書記載の見積内容で作成したもの。（内訳が記載されていること）

(I) 提案書記載項目（様式8）

提出部数：10部

様式の項目に提案書の該当ページを記載すること。

イ 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時15分まで

ウ 提出方法

事務担当へ持参または郵送すること。（期限内必着）

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

5 提案書等作成方法

提案書は、以下のことを踏まえて作成すること。

(1) 提案書

ア 名称

「津市学校給食会計管理システム構築等業務企画提案書」とすること。

イ 様式等

サイズ等：A4版横書き

ページ数：35ページ以内（表紙、目次、合紙は含まない）

印刷の面：両面

提出部数：１０部（原本１部、写し９部）

ウ 提案書記載項目

提案書に記載する項目は次のとおり。評価は、様式８の評価基準に基づいて行う。
これらの項目に漏れがある場合は、評価に影響があるため注意すること。

提案書記載項目	
提案コンセプト	業務等の捉え方
	全体の実施体制
	システムの概要、特徴
	実現方法
	利用者環境への対応の考え方
	職員の負担軽減の考え方
	安定したサービス提供の考え方
	保有資格
	実績
システムの機能	システム利用に係る操作方法
	システム利用に係るデザイン
	初心者の操作
	その他、利用者に配慮した工夫
	操作誤りに対する配慮
	操作権限、操作履歴
	他の業務システムとの連携
	その他、業務に配慮した工夫
セキュリティ対策	個人情報保護
	脆弱性対策
	その他、セキュリティ対策の工夫
プロジェクト	プロジェクトのメンバー構成
	プロジェクトメンバーの経験
	プロジェクトのスケジュール
	運用テスト
	研修会

	その他、導入プロジェクトに係る工夫
運用サポート	運用支援体制
	問い合わせ対応
	障害対応
	システム保守
	対応速度
	新年度に向けた対応
	次期システム更新におけるデータ移行
	その他、運用に配慮した工夫

(2) 機能要件確認表

「機能要件確認表」の記載方法は以下のとおり。

ア Fit & Gap分析結果

(ア) 分析結果

項目内容への対応について以下のいずれかで「確認欄」に回答すること。

○：提案するシステムの標準機能で対応可能

※ 現時点では対応していないが、本稼働までに標準機能へ取り込む場合を含む。

△：その他

※ 代替案で実現可能である場合

※ 職員負担が少ない内容であること

※ 代替案に係る費用は提案上限額に含むものとし、代替案に係る費用をカスタマイズ費用欄に記入すること。

×：対応不可

(イ) 回答要件

① 区分欄が「必須」の項目

「○：対応可能」または「△：その他」であること。

「△：その他」の場合は代替案を必ず記入すること。

代替案の記載のない場合、または「×：対応不可」の回答がある場合は失格とする。

② 区分欄が「要望」の項目

「○：対応可能」、「△：その他」、「×：対応不可」のいずれかを回答すること。

イ 備考

必要に応じて記載すること。

(3) 見積書（様式7）

ア 各年度別に、各項目に応じた経費の積算を行うこと。

イ 見積書の各年度別、項目別における合計額が提案上限額を超えた場合は失格となるため、注意すること。

ウ 提出部数：1部

(4) 提案書記載項目（様式8）

ア 様式の右欄に提案書の該当ページを記載すること。

イ 提出部数：10部

(5) その他

ア 提案書は、1者1提案とする。

イ 提案書には、会社等の名称を一切記入しないこと。また、作成した会社等が推定できるような記述やロゴ等の挿入も行わないこと。

ウ 提案書受付後の追加及び修正等は認めない。

6 提案書の審査等に関する事項

(1) 選考の方法

津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書に基づく提案説明（以下「プレゼン」という。）を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者（共同の事業体の場合は代表企業）を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。評価基準は、様式8「提案書記載項目」を対象とする評価による。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

(2) 審査

プレゼン及び質疑応答による審査を行う。1提案者当たりのプレゼンの時間は20分以内、質疑応答は20分以内とする。プレゼンに当たっては、システムデモ環境を用意して実施することも可とする。ただし、その場合も上記制限時間内で行うこと。

なお、提案書等に不明点等のある場合は、別途確認時間を設ける場合がある。

ア 開催日時

令和8年2月6日（金）午後3時00分から午後5時00分頃まで

ただし、開催日時は予定とし、状況により変更する場合がある。

イ 開催場所

津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室

ウ 審査方法

提案書記載項目、プレゼン及び質疑応答に基づき、審査を行う。

エ 審査結果の通知

審査結果については、令和8年2月9日（月）以降速やかに各提案者に対して審査結果を通知する。

オ その他

プレゼンには、業務を受注した際、実際に主として業務を担当する者を出席させること。なお、参加人数は5名までとする。プレゼンにおいて、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは事務担当において準備するが、その他必要とする機材については、提案者が手配すること。

(3) 最優先候補者及び契約締結

審査に当たっては、価格評価及び提案内容評価の合計点を1,100点満点として評価を行い、当該合計点により最優先候補者を選定する。

合計点の内訳は、価格評価を100点、提案内容評価を1,000点とする。提案内容評価については、審査委員5名がそれぞれ200点満点で評価を行い、その合計点を提案内容評価点とする。

ただし、提案内容評価については、審査委員5名による合計評価点が満点1,000点の60%に当たる600点に満たない提案者については、最上位者であっても要求水準を満たさないものとして選定対象から除外する。

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

7 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	

委員名簿	○（注4）	
選定結果		○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

（留意事項）

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、プレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 最優先候補者として選定された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。
- (3) 本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
 - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
 - イ 本業務の契約締結日までに「2 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (5) 社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもなお要求水準に満たない状況が生じた場合、上記(4)に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止（名簿登録者の場合）等のペナルティの対象とするものとする。

事務担当

〒514-0035 三重県津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局

教育総務部教育総務課給食担当（津市教育委員会庁舎4階）

電話 059-229-3246（担当：高津、川邊）

E-Mail 229-3292@city.tsu.lg.jp